

履 行 保 証 説 明 書

1. 契約の保証について

落札者は、以下の(1)から(5)に掲げるいずれかの契約の保証を付されなければならない。

- (1) 請負代金の100分の10以上の契約保証金の納付（現金）
- (2) 請負代金の100分の10以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（国債等）
- (3) 請負代金額の100分の10以上の銀行等又は保証事業会社の保証（保証証書）
- (4) 請負代金額の100分の10以上の公共工事履行保証証券による保証（保証証書）
- (5) 請負代金額の100分の10以上の履行保証保険契約の締結（保険証券）

2. 提出書類等

落札者は、工事請負契約書（案）の提出とともに、以下の(1)から(5)に掲げるいずれかのものを提出しなければならない。

(1) 契約保証金の納付の場合

【歳入歳出外現金領収証書の写しを提出すること。】

- ① 歳入歳出外現金納付書については、担当者から受領し、請負代金の100分の10以上の契約保証金を指定された金融機関（庁舎内銀行窓口）に納付し、歳入歳出外現金領収証書の交付を受けること。
- ② 歳入歳出外現金領収証書の写しを提出する場合、その原本を持参すること。
- ③ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては担当者の指示に従うこと。
- ④ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、市に帰属する。なお、請負代金額の増額契約により、違約金（工事請負契約書第48条第2項）の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、契約保証金の還付を求める旨の契約保証金還付請求書を提出すること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供の場合

【契約保証金に代わる担保としての有価証券保管証の写しを提出すること。】

- ① 有価証券払込書は、担当者から受領すること。
- ② 有価証券の担保価値の金額が、請負代金額の100分の10以上になる有価証券の額面のものを提供すること。（有価証券の担保の価値については、担当者に確認してください。）
- ③ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては担当者の指示に従うこと。
- ④ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は、市に帰属する。なお、請負代金額の増額契約により、違約金（工事請負契約書第48条第2項）の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、有価証券の還付を求める旨の保管有価証券還付請求書を提出すること。

(3) 金融機関等の保証の場合

【債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書を提出すること。】

- ① 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合又はその他貯金を受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社とする。ただし、金融機関等によっては当該保証を取り扱っていない場合もあるので、留意すること。
- ② 保証書のあて名の欄には、うるま市長と記載するよう申し込むこと。

- ③ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - ④ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名で申し込むこと。
 - ⑤ 保証金額は、請負代金額の100分の10以上の金額とすること。
 - ⑥ 保証期間は、契約締結日及び工期を含むものとする。
 - ⑦ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする。
 - ⑧ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取り扱いについては、担当者の指示に従うこと。
 - ⑨ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、銀行等又は保証事業会社から支払われた保証金は、市に帰属する。なお、請負代金額の増減契約により、違約金（工事請負契約書第48条第2項）の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ⑩ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- (4) 公共工事履行保証証券による保証の場合
- 【債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券を提出すること。（ただし、金銭的保証を求める場合は、債務不履行による損害金の支払いを保証するものとする。）】
- ① 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。（ただし、金銭的保証を求める場合は、債務不履行による損害金の支払いを保証するものである。）
 - ② 公共工事履行保証証券のあて名の欄には、うるま市長と記載するように申し込むこと。
 - ③ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名で申し込むこと。
 - ④ 保証金額は、請負代金額の100分の10以上の金額とすること。
 - ⑤ 保証期間は、契約締結日及び工期を含むものとする。
 - ⑥ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取り扱いについては、担当者の指示に従うこと。
 - ⑦ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、保険会社から支払われた保証金は、市に帰属する。なお、請負代金額の増額契約により、違約金（工事請負契約書第48条第2項）の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (5) 履行保証保険契約の締結の場合
- 【債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券を提出すること。】
- ① 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。
 - ② 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ③ 保険証券の被保険者の欄には、うるま市長と記載するように申し込むこと。
 - ④ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名で申し込むこと。
 - ⑤ 保険金額は、請負代金額の100分の10以上の金額とする。
 - ⑥ 保険期間は、契約締結日及び工期を含むものとする。
 - ⑦ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取り扱いについては、担当者の指示に従うこと。
 - ⑧ 請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、保険会社から支払われる保険金は、市に帰属する。なお、請負代金額の総額契約により、違約金（工事請負契約書第48条第2項）の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。